人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年四月六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二―三―三四

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（主任教授）

第七十二条の二　研修所に、主任教授一人を置く。

2　主任教授は、命を受けて、教授及び指導教官の職務を統括し、並びに科目の教授、演習の指導及び調査研究を行う。

第七十三条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

第七十四条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年四月六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二―一四―七

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百五十八人」を「六百五十一人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定及び次項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

（定員の特例）

2　平成二十四年十一月三十日までの間は、改正後の規則二―一四本則中「六百五十一人」とあるのは、「六百五十三人」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年四月六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一二九

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の表内部部局の項中「広域応援対策官（人事院の定めるものに限る。）」を削る。

別表第一の三十一の表測地観測所の項を削る。

別表第一の三十五の表情報通信管理センターの項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年四月六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三〇―七八

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「実地試験」の下に「又は操縦技能審査員の認定のために行う実技試験」を加える。

第十二条第一項第三号中「（昭和二十六年法律第百六十六号）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　農林水産省に所属する職員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

第十二条第二項中「二百九十円」を「、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号、第二号及び第四号の作業　二百九十円

二　前項第三号の作業　三百八十円（著しく危険であると人事院が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

第三十五条の次に次の一条を加える。

（操縦技能審査員認定試験に係る航空手当に関する経過措置）

第三十六条　航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までの間における第七条第一項第三号の規定の適用については、同号中「操縦技能審査員の認定」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第二条第一項に規定する相当認定」とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三〇の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年四月六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一一二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表栃木県の項中

日光市川俣六四六の一	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所　二級地

を

「日光市川俣六四六の一	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所　二級地
日光市西川四一六	関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所　一級地」

に改める。

別表の一の表備考第一項中「平成二十四年四月一日」の下に「、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所に係るものにあつては同年四月六日」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。